

◎卸売市場法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（卸売市場整備基本方針）</p> <p>第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、卸売市場の整備を図るための基本方針（以下「卸売市場整備基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 卸売市場整備基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 生鮮食料品等の需要及び供給に関する長期見通しに即した卸売市場の適正な配置の目標</p> <p>二 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標</p> <p>三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項</p> <p>四 卸売の業務（卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）又は仲卸しの業務（卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場に係る卸売の業務を行う者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務を</p>	<p>（卸売市場整備基本方針）</p> <p>第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、卸売市場の整備を図るための基本方針（以下「卸売市場整備基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 卸売市場整備基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 生鮮食料品等の需要及び供給に関する長期見通しに即した卸売市場の適正な配置の目標</p> <p>二 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標</p> <p>三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項</p> <p>四 卸売の業務（卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）又は仲卸しの業務（卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場に係る卸売の業務を行う者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務を</p>

いう。以下同じ。)を行う者の経営規模の拡大、経営管理の合理化等経営の近代化の目標

五 卸売市場の施設(生鮮食料品等(花き及び第二条第一項の政令で定める農畜水産物(第九条第二項において「花き等」という。))を除く。以下この号、第四項、第六条第二項第四号、第九条第二項第九号及び同条第三項において同じ。))の取引及び荷さばきに必要な施設に限る。第四項、第六条第二項第四号、第九条第二項第九号及び同条第三項において同じ。))における生鮮食料品等の安全性の確保に関する開設者(卸売市場を開設し、又は開設しようとする者をいう。第四項及び第六条第二項第四号において同じ。))と一般消費者及び関係事業者との間の情報の共有及び意見の交換の促進に関する基本的な事項

六 その他卸売市場の整備に関する重要事項

3 前項第一号の目標を定めるに当たっては、生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編について配慮しなければならない。

4 第二項第五号の事項には、卸売市場の施設、その立地又は卸売市場の施設における生鮮食料品等の品質管理について、これに關し適用される法令の規定として政令で定めるものへの適合の状況に關し開設者が行う情報の公表の促進に關する事項が含まれていないなければならない。

5 5 7 〔略〕

いう。以下同じ。)を行う者の経営規模の拡大、経営管理の合理化等経営の近代化の目標

〔新設〕

五 その他卸売市場の整備に関する重要事項

3 前項第一号の目標を定めるに当たっては、生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編について配慮しなければならない。

〔新設〕

4 4 6 〔略〕

(都道府県卸売市場整備計画)

第六条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県における卸売市場の整備を図るための計画(以下「都道府県卸売市場整備計画」という。)を定めることができる。

2 都道府県卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即するものでなければならない。

一 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの生鮮食料品等の流通事情に應ずる卸売市場の適正な配置の方針

二 その区域における生鮮食料品等の流通事情に應ずる近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標

三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項

四 卸売市場の施設における生鮮食料品等の安全性の確保に関する開設者と一般消費者及び関係事業者との間の情報の共有及び意見の交換の促進に関する事項

五 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項
3～5 [略]

(認可の申請)

第九条 前条第一号又は第二号に該当する地方公共団体は、同条の認可を受けようとするときは、業務規程及び事業計画を定め、これを

(都道府県卸売市場整備計画)

第六条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県における卸売市場の整備を図るための計画(以下「都道府県卸売市場整備計画」という。)を定めることができる。

2 都道府県卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即するものでなければならない。

一 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの生鮮食料品等の流通事情に應ずる卸売市場の適正な配置の方針

二 その区域における生鮮食料品等の流通事情に應ずる近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標

三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項

[新設]

四 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項
3～5 [略]

(認可の申請)

第九条 前条第一号又は第二号に該当する地方公共団体は、同条の認可を受けようとするときは、業務規程及び事業計画を定め、これを

申請書に添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の業務規程には、少なくとも次の各号（花き等のみを取扱品目とする中央卸売市場に係る同項の業務規程にあつては、第九号を除く。）に掲げる事項を定めなければならない。

一 中央卸売市場の位置及び面積

二 取扱品目

三 開場の期日及び時間

四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法（委託手数料に関する事項にあつては、農林水産省令で定めるもの）

五 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

六 卸売の業務を行う者に関する事項

七 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項（この章において業務規程で定めるべきものとされた事項に限る。）

八 施設の使用料

九 中央卸売市場の施設における生鮮食料品等の安全性の確保に

関する一般消費者及び関係事業者との情報の共有及び意見の交換に関する措置に関する事項

3| 前項第九号の事項には、中央卸売市場の施設、その立地又は中央卸売市場の施設における生鮮食料品等の品質管理について、これに
関し適用される条例が定められているときは、当該条例への適合の
状況に関する情報の公表に関する事項を定めることができる。

4| 〔略〕

申請書に添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の業務規程には、少なくとも次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 中央卸売市場の位置及び面積

二 取扱品目

三 開場の期日及び時間

四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法（委託手数料に関する事項にあつては、農林水産省令で定めるもの）

五 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

六 卸売の業務を行う者に関する事項

七 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項（この章において業務規程で定めるべきものとされた事項に限る。）

八 施設の使用料

〔新設〕

〔新設〕

3| 〔略〕

(認可の基準)

第十条 農林水産大臣は、第八条の認可の申請が次の各号に掲げる基準に適合する場合でなければ、同条の認可をしてはならない。

一 当該申請に係る中央卸売市場の開設が中央卸売市場整備計画に適合するものであること。

二 当該申請に係る中央卸売市場がその開設区域における生鮮食料品等の卸売の中核的拠点として適切な場所に開設され、かつ、相当の規模の施設を有するものであること。

三 業務規程の内容が法令に違反せず、かつ、業務規程に規定する前条第二項第三号から第九号までに掲げる事項(同条第三項において業務規程に定めることができることとされた事項を除く。)が中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保する見地からみて適切に定められていること。

四 事業計画が適切で、かつ、その遂行が確実と認められること。

(業務規程に規定する事項等の変更)

第十一条 第八条の認可を受けた地方公共団体(以下この章において「開設者」という。)は、第九条第二項各号に掲げる事項又は同条第四項第二号に掲げる事項の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2・3 [略]

(認可の基準)

第十条 農林水産大臣は、第八条の認可の申請が次の各号に掲げる基準に適合する場合でなければ、同条の認可をしてはならない。

一 当該申請に係る中央卸売市場の開設が中央卸売市場整備計画に適合するものであること。

二 当該申請に係る中央卸売市場がその開設区域における生鮮食料品等の卸売の中核的拠点として適切な場所に開設され、かつ、相当の規模の施設を有するものであること。

三 業務規程の内容が法令に違反せず、かつ、業務規程に規定する前条第二項第三号から第八号までに掲げる事項が中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保する見地からみて適切に定められていること。

四 事業計画が適切で、かつ、その遂行が確実と認められること。

(業務規程に規定する事項等の変更)

第十一条 第八条の認可を受けた地方公共団体(以下この章において「開設者」という。)は、第九条第二項各号に掲げる事項又は同条第三項第二号に掲げる事項の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2・3 [略]